- [37]

氏 名(本籍) **佐藤希美子(東京都)**

学 位 の 種 類 博 士 (世界遺産学)

学位記番号 博 甲 第 5912 号

学位授与年月日 平成 23 年 7 月 25 日

学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当

審 查 研 究 科 人間総合科学研究科

学位論文題目 リビアの文化遺産保護行政に関する研究

Study on Administration of Cultural Heritage Conservation in The Great Socialist

People's Libyan Arab Jamahiriya

筑波大学教授 主 査 工学博士 日 高 健一郎 副 杳 筑波大学教授 稲 葉 信 子 工学博士 杳 筑波大学准教授 博士 (デザイン学) 副 上 北 恭 中 杳 常磐大学教授 博士(世界遺産学) 副 水嶋英治

論文の内容の要旨

(目的)

本論文の目的は、2011 年 2 月までのリビアの文化遺産保護の状況を対象として、①文化遺産保護行政を担うリビア考古庁の成立背景と特性を行政側の視点から分析し、②リビア政府が主導する文化遺産保護の問題点を近年の事例を踏まえて考察、指摘し、③同国の文化遺産保護を国際水準(グローバルスタンダード)に引き上げるための課題と提言をまとめることである。

(対象と方法)著者は、私費留学生(リビアには政府給費留学生度がないため)として10か月間首都トリポリに滞在し、政府考古庁に研究スペースを得て資料研究および職員・関係者へのインタビューを行うと同時に、日本チームとしては同国での初めての文化遺産調査となる学術調査に同行し、東部および西部で考古学サイトのマネージメントに関する現地調査を行った。

(対象と方法)

第1章「リビアの社会と考古庁」および第2章「リビアにおける考古学の発展と考古庁の成り立ち」では、イタリア統治による政治・文化的影響がリビア人固有の文化的アイデンティティーの意識誕生を遅らせ、外国による文化遺産保護に依存する体質を作り出したとの論が展開される。他の北アフリカ諸国にもみられるこの依存体質の指摘は的確である。第3章「近年のリビア文化遺産関連諸活動にみる特徴と課題」では、「グリーン・マウンテン・プロジェクト」「マルコ・ポーロ・プロジェクト」「ユネスコ世界遺産委員会決議に対する取り組み」「世界銀行によるリビア考古庁支援プロジェクト」「リビア博物館整備プロジェクト」の5事業について構想、経緯、状況、結果を分析し、その事例研究にもとづいて第4章「文化遺産行政の課題と展望」では、行政課題として、リビアの過去に由来するもの、政権の特異性にもとづくもの、国際関係に関わるものを分類整理し、教育・研修活動の有効性を論じ、文化遺産保護システムおよびそれに対応した考古庁の組織改編を結論として述べる。

(結果)

上記5事業は、構想雄大でありながら実施体制の不備で中断したもの、リビア政府の一貫した文化遺産保

護政策の欠落により変更を余儀なくされたものなど、すべて完成を見ていない。その諸原因は多様であるが、本論では、それを考古庁成立の経緯(過去)、リビア政府の政策的瑕疵(政治)、経済権益に走る国際社会の責任欠落(国際関係)に分け、政体に矛盾を抱えながらも「内からの」改革が必要であることを強調する。その原動力となるのは、人材育成と組織改組であり、前者については日本隊を中心とする世界遺産教育を評価し、後者については、考古庁職員との協議を経て構想した同庁機構改革を含む具体的提言を行っている。(考察)

2011年2月に始まったリビアでの政治混乱は4か月を経て現在なお続いている。この政変直後に完成した本論文はカダフィ体制存続を前提としているが、閉鎖的な独裁政治下での文化遺産保護の停滞と現場の荒廃は、新政権誕生後の文化政策にとっても重要な持越し課題であり、本論文の成果は学術的にも現実的にも大いに有効である。特に、広い国土を有する国家の場合、一局集中を避けて、気象、環境、伝統を異にする地域ごとの分局制として、考古庁の機能分散を図るという提案は、アルジェリアほか、類似の問題を抱えるアフリカ諸国の文化遺産保護に共通する行政的枠組みを提示している。リビアの体制変換後の研究の継続を期待したい。

審査の結果の要旨

特異な政治体制をとるリビアの文化遺産保護政策を研究主題とする論考である。結論は、総論としてみると平凡に映るが、リビアという困難地域での、しかも考古庁職員と机を並べての長期作業にもとづく成果であり、既往研究はなく、また類似研究もきわめて少ない現状にあって、首都トリポリに6か月滞在し、リビア政府考古庁で研究活動を行い、リビア東部のトクラ遺跡での学術調査プロジェクトに参加して文化遺産保護行政の現場での課題を抽出するなど、政府内局の行政システムと考古遺産の現場の双方の視点に立って分析を進めている点で、注目すべき論考である。政策分析の手法にやや未完成の点が指摘されたが、本論文の学術的価値を大きく損なう欠陥ではないと判断される。また、現地調査が、日本隊の調査対象となっている北部沿岸部に限られ、砂漠地帯の世界遺産に及ばなかったことは、今後の課題である。

本論文の価値は、単に研究困難地域での先駆的業績であるということに留まるのではなく、リビアの文化 遺産保護に見られる諸課題の指摘・分析を、イスラム圏の文化遺産保護行政にとってのパイロット・プロジェ クトとして位置づけ、特殊な対象に関する研究に学術的普遍性を確保している点にも認められる。

平成23年4月28日、博士(世界遺産学)学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと最終試験を行い、論文について説明をもとめ、関連事項について質疑応答を行った結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士(世界遺産学)の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。